

特殊集団住宅における水道の給水に関する取扱規程

特殊集団住宅における水道の給水に関する特別措置規程（昭和60年水道事業管理規程第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する事務について、管理者が当該事務を行うために必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、浦添市水道事業給水条例（昭和47年条例第55号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか次のとおりとする。

- (1) 施行規程 浦添市水道事業給水条例施行規程（昭和47年水道事業管理規程第10号）をいう。
- (2) 親メーター 条例第5条の給水申請に基づき設置する市メーターをいう。この場合において、配水管から給水栓の間に2個の市メーターがある場合には上流側のものをいう。
- (3) 子メーター 親メーターより下流側に設置し、各戸（共用栓及び散水栓を含む。）の使用水量を計量する水道メーターをいう。
- (4) 所有者等 共同住宅等の所有者（以下「所有者」という。）又は、条例第12条に規定する代理人をいう。
- (5) 居住者等 子メーターの使用者をいう。
- (6) 水道料金等 水道料金及び下水道料金をいう。
- (7) 各戸検針 子メーターにより使用水量の計量を行うことをいう。
- (8) 各戸徴収 各戸検針による計量水量をもって算定した水道料金等を、居住者等から管理者が徴収することをいう。
- (9) 差水量 親メーターの使用水量が子メーターの合計使用水量を超えた水量をいう。
- (10) 特殊集団住宅 管理者と所有者が、各戸検針及び各戸徴収契約を締結した共同住宅等をいう。
- (11) 定期取替 計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項及び計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に規定する水道メーターの検定有効期間（8年）を経過する前に取替えを行うものをいう。

（各戸検針及び各戸徴収契約の条件）

第3条 各戸検針及び各戸徴収契約の適用を受ける条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該契約対象の建物が条例第3条第4号に規定する共同住宅等であること。
- (2) 当該契約対象の全戸を一括適用とし、一部の戸への適用は行わない。
- (3) その他必要な条件は、管理者の定める設置基準及び当該契約書並び関係法令等に基づく。

(各戸検針及び各戸徴収契約の方式)

第4条 各戸検針及び各戸徴収契約は、子メーターの管理の方式に応じて次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 遠隔式 子メーター及び子メーターの指数を遠隔にて計量可能な装置を所有者等が設置し、それらを所有者等が管理（子メーターの購入・修理・取替えを含む。）するもの
- (2) 普通式 市メーターを子メーターとして所有者へ貸与し、子メーターの保管・管理は条例第14条に準ずるもの

(事前調整)

第5条 所有者等は、この規程の適用を受けようとするときは、各戸検針及び各戸徴収の取扱いが可能か管理者と事前の調整を行うものとする。

2 管理者は前項に規定する所有者等との事前の調整を行った場合、必要に応じて現場調査を行うものとする。

(事前協議)

第6条 前条の事前調整後、この規程の適用を受けようとする所有者は、各戸検針及び各戸徴収契約事前協議書をもって管理者へこれを申請しなければならない。

(契約の申請)

第7条 前条の事前協議後、各戸検針及び各戸徴収の契約を管理者と締結しようとする所有者は、各戸検針及び各戸徴収契約申込書をもって管理者へこれを申請しなければならない。

(工事の施工)

第8条 流末装置を有する所有者が各戸検針及び各戸徴収契約を管理者と締結する場合における流末装置工事は、条例第34条の2で準用する同第7条に準ずるものとする。

2 前項に規定する工事に使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に準ずるものとする。

(審査及び検査)

第9条 管理者は第3条に規定する契約の条件に適合するか判断するため必要な審査及び検査を行う。

(契約)

第10条 管理者は、前条の審査及び検査の結果が契約の条件を満たすと判断したときは、各戸検針及び各戸徴収契約を締結する。

(定期取替)

第11条 遠隔式子メーターの定期取替については、所有者の責任において実施しなければならない。

2 普通式子メーターの定期取替については、管理者の責任において実施しなければならない。この場合において、居住者等の同意がなくても定期取替を行うことができる。

3 所有者等は、前2項の定期取替をする場合において、居住者等への周知又は苦情対応など住民に配慮しなければならない。

(契約の解除)

第12条 管理者は所有者が条例、施行規程、本規程及び契約書の条項に違反し、契約の履行がなされる見込みのないときは第10条の契約を解除できるものとする。

(用途認定)

第13条 用途認定は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める方法により認定する。

(1) 親メーターの用途 家事用と認定する。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

(2) 子メーターの用途 条例第20条の規定により認定する。

(差水量の水道料金)

第14条 管理者は、差水量が子メーターの合計使用水量の8パーセントを超えた場合、超えた水量をもって親メーターの水道料金等を算定し、所有者等から徴収する。

2 管理者は、全ての水栓（共用栓及び散水栓を含む。）が子メーターを通過していない場合、又は親メーターから子メーター間で漏水が発生した場合の差水量については、前項の規定にかかわらず差水量をもって親メーターの水道料金を算定し、所有者等から徴収することができる。

3 子メーターの合計使用水量が親メーターの使用水量を超えた場合は、還付しない。

(各戸徴収の方法)

第15条 各戸徴収の方法は、口座振替を原則とする。

(水道利用加入金等の納付)

第16条 条例第34条の3第1項に規定する加入金の算定は、子メーター数に応じた加入金とする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、改正前の特殊集団住宅における水道の給水に関する特別措置規程によりされた処分、手続きその他の行為は、改正後の特殊集団住宅における水道の給水に関する特別措置規程の相当規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。